

所等から暴力団の対応責任者の選任・届出を受け、暴力団に対する対応要領等を講習する。

平成 13 年度 1,512,000 円

平成 14 年度 1,449,000 円

② 委託料合計額

平成 13 年度 1,512,000 円

平成 14 年度 1,449,000 円

③ 組織

職員 2 名 (県OB1 名、プロパー1 名)、常勤役員 1 名 (県OB1 名)

3-1-4-16 財団法人長野県建築住宅センター

①-1 建築動態統計調査集計業務:建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築工事届に記載されている事項の集計。同調査の事務については、国土交通省から委託され県が実施しているが、業務の効率化を図るため、当該業務のうち特定行政庁 3 市(長野市、松本市、上田市)を除く県内の着工建築物の集計業務について県から委託を受けている。

平成 13 年度 467,250 円(445,000 円)

平成 14 年度 467,250 円(445,000 円)

①-2 すまいづくり相談所業務:長野県すまいづくり相談所における住情報提供業務、相談業務(相談員 1 名配置)。

平成 13 年度 2,496,900 円(1,381,500 円)

平成 14 年度 2,444,400 円(1,381,500 円)

② 委託料合計額

平成 13 年度 2,964,150 円(1,826,500 円)

平成 14 年度 2,911,650 円(1,826,500 円)

③ 組織

職員 11 名 (県派遣 3 名、県OB7 名、プロパー1 名)、常勤役員 2 名 (県派遣 1 名、県OB1 名)

3-1-4-17 社団法人高圧ガス保安公社

① 内管検査・消費機器調査業務:ガス事業法で規定されている内管検査(法第 28 条)、消費機器調査(法 40 条の 2 第 2 項)、安全周知義務(法第 40 条の 2 第 1 項)に関する業務。

② 委託料合計額

平成 13 年度 24,454,500 円

平成 14 年度 33,379,500 円

③ 組織

職員数 2 名 (プロパー 2 名)

3-1-5 委託方式から補助方式に変更した場合の消費税の減少

上記の財政援助団体の委託事業について、委託方式から補助方式へと変更した場合、納付消費税額が減少する可能性のある金額は、最大で 91,640 千円と推算することができる。

(表 5) 平成 14 年度 県との委託契約における委託料と納付消費税削減可能額

	団体名	委託料		納付消費税 削減可能額 (円)	職員 数 (注)	
		(円)	うち人件費 (円)		(人)	うち 県派遣 職員
1	長野県土地開発公社	112,263,900	集計なし	—	49	1
2	(財)長野県国際交流 推進協会	15,531,991	12,341,496	617,074	8	3
3	(財)長野県勤労者 福祉事業団	381,828,859	225,672,081	11,283,604	30	5
4	(財)長野県長寿社会 開発センター	59,144,000	32,543,000	1,627,150	24	6
5	(財)長野県文化振興 事業団	2,018,226,184	787,075,243	39,353,762	168	74
6	(財)長野県観光協会	63,652,257	32,592,815	1,629,640	42	4
7	(財)長野県中小企業 振興公社	132,884,431	116,777,079	5,838,853	65	28
8	(社)長野県林業公社	171,300,133	78,732,496	3,936,624	13	2
9	(社)長野県林業 コンサルタント協会	549,840,000	集計なし	—	55	4
10	長野県道路公社	28,724,000	集計なし	—	37	26
11	(財)長野県公園公社	664,589,000	118,988,001	5,949,400	26	10
12	(財)長野県下水道公社	2,727,208,000	361,398,724	18,069,936	43	21

13	(財)長野県建設技術センター	428,946,190	集計なし	—	54	5
14	長野県住宅供給公社	938,995,961	64,858,489	3,242,924	59	1
15	(財)暴力追放県民センター	1,449,000	集計なし	—	3	0
16	(財)長野県建築住宅センター	2,911,650	1,826,500	91,325	13	4
17	(社)長野県高圧ガス保安公社	33,379,500	集計なし	—	2	2
	合計	8,330,875,056	1,832,805,924	91,640,292	691	196

(注) 職員数は常勤役員、県派遣職員、プロパー職員、嘱託職員、臨時職員の合計人数である。

委託方式から補助方式への変更は、団体の自主性が確保されるのみならず、結果として消費税の節減効果をもたらす場合がある。財政援助団体に対する委託業務のうち、少なくとも、その実態が補助であると判断できる業務については補助方式への変更を検討すべきである。

3-1-6 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の適用と消費税

財政援助団体に委託している業務に係る消費税は、前述の委託方式から補助方式への業務遂行形式の変更のみならず、以下で述べるように、職員の派遣という方式によっても、同じ効果が発生する場合がある。

すなわち、平成14年4月1日に施行された「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(以下、「公益法人派遣法」という。)第6条によって、県は、一定の場合には、派遣職員の給与を直接に支給することができることとされた。これによる場合には、県は、人件費の部分については、委託方式によることなく、人的支援をすることができ、結果、消費税の負担も発生しない。

関係条文は次のとおりである。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条

(派遣職員の給与)

第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若

しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

(傍点当監査人)

本条の規定は、派遣職員の給与の支給について、第 1 項において、原則的に公益法人の負担とする一方で、第 2 項において、下記の要件を満たす場合は県による支給を認めているのである。

- 一 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であること。
- 二 その実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合。

県が財政援助団体等に委託している業務について同条第 2 項を適用すれば、派遣職員の人件費を県が直接支給することができるため、委託料のうち派遣職員の人件費相当額が減少する。この結果、県の支出額は、委託料に課税される消費税のうち派遣職員の人件費の 5 パーセント相当額が減少することとなる。上記の表において明らかなとおり、財政援助団体の中には派遣職員が多い団体もあり、その人件費の委託料に占める割合も少なくない。

現在、長野県では、同条第 2 項の規定を受ける職員はいないという。しかし、県が直接人件費を負担することは消費税節減の観点からは有利な方法であることも考慮の一部に含めて、公益法人等との間で委託業務の関係がある団体において、公益法人派遣法第 6 条第 2 項の適用について検討すべきである。

3-1-7 県出資等外郭団体の見直しについて(参考)

本報告書・第三編における監査結果・監査意見とは直接の関係はないが、関係者の参考に資するために、長野県の財政援助団体等の見直しに関する取組について確認しておく。

平成 14 年度に長野県では、県が出資また出捐する団体¹⁴⁵、県が出資、出捐はしていないが、職員の派遣、財政支援等県行政と密接な関係を有する団体(以下、「県出資等外郭団体」という。)

¹⁴⁵ しなの鉄道(株)、民間放送局など民間が設立主体の団体、全国規模の団体など事業活動が県境を越える団体を除く。

を対象に、「事業内容の妥当性」、「財務の健全性」、「財務の効率性及び成長性」、「組織体制の妥当性及び効率性」について総点検を行ない、これをもとに「県出資等外郭団体の見直し方針」を策定した。この見直しを第三者の専門機関で集中的に行うため、平成 15 年 2 月に「長野県出資等外郭団体見直し専門委員会」¹⁴⁶が設置された。本委員会は同年 12 月に「県出資等外郭団体のあり方に関する報告書」において検討結果を次のように報告している。

5. 個別団体に関する検討結果	
(1) 検討結果一覧	
団体名	検討結果
01 (財)長野県消防協会	団体への県関与の廃止(県関与事業の県直営化)
02 (特)長野県土地開発公社	団体の廃止(事業の県直営化)
03 松本空港ターミナルビル(株)	存続(筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たしたうえで、将来的には県の関与を見直す)
04 (財)長野県国際交流推進協会	存続(ただし、県の人的関与は廃止)
05 (社)長野県私立幼稚園協会 06 (社)長野県私立短期大学協会 07 (社)長野県私学振興協会	県関与事業の統合
08 (財)長野県勤労者福祉事業団	団体の廃止(事業は県直営化し、一部は民間委託)
09 (財)長野県隣保会館	団体の廃止
10 (財)長野県長寿社会開発センター	条件付き存続(県関与を抜本的に見直すこと)
11 (財)長野県国民年金福祉協会	存続(ただし、県関与は今後も行わない)
12 (財)長野県建設技能振興基金	団体の廃止(解散を提案)
13 (株)長野協同データセンター	存続(事業推進に対して積極的に支援)
14 (財)長野県労働者信用基金協会	団体の廃止
15 (社福)長野県社会福祉協議会	存続(ただし、県関与は抜本的に見直す)
16 (社福)長野県社会福祉事業団	存続(ただし、県の人的関与は廃止)

¹⁴⁶ 長野県行政機構審議会条例(昭和 39 年 12 月 28 日。条例第 92 号)第 7 条に基づき、行政機構審議会への諮問事項である県出資等外郭団体の見直しに関する事項を調査・検討するため設置する専門委員会にて学者、民間企業役員等の学識経験者により構成されている。

17 (特)長野県職業能力開発協会	存続(ただし、県関与については縮減していく)
18 (財)長野県生活衛生営業指導センター	存続(ただし、県関与は抜本的に見直す)
19 (財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	存続(県関与を拡充)
20 (財)信州医学振興会	存続(ただし、県関与は今後も行わない)
21 (財)長野県健康づくり事業団	存続(ただし、事業の見直しは必要)
22 (社)長野県地域包括医療協議会	団体への県関与の廃止(県関与事業の県直営化)
23 (財)長野県文化振興事業団	存続(ただし、県の人的関与は抜本的に見直す)
24 (財)長野県廃棄物処理事業団	存続(当面、県の積極的支援が必要)
25 (社)長野県観光協会	団体の廃止(株式会社化)
26 (財)長野県中小企業振興公社	存続(ただし、県関与は抜本的に見直す)
27 (財)長野県テクノ財団	団体への県関与の廃止
28 (財)木曾地域地場産業振興センター	団体への県関与の廃止(株式会社化を提案)
29 (財)飯伊地域地場産業振興センター	団体への県関与の廃止(将来的な株式会社化を提案)
30 (特)長野県信用保証協会	存続(制度的な制約を解消した段階で、長野県農業信用基金協会と統合)
31 (財)長野県農業開発公社	統合(長野県農業担い手育成基金と統合。また、制度的な制約を解消した段階で長野県農業会議とも統合)
32 (社)長野県原種センター	存続(ただし、県関与について見直す)
33 (社)長野県畜産物価格安定基金協会	存続(ただし、運営体制の見直しを提案)
34 (特)長野県漁業信用基金協会	団体の廃止(事業そのものの廃止)
35 (社)長野県農業担い手育成基金	統合(長野県農業開発公社との統合)
36 (社)長野県生乳検査協会	存続
37 (社)長野県果実生産出荷安定基金協会	存続(ただし、運営体制の見直しを提案)

38 (特)長野県農業信用基金協会	存続(制度的な制約を解消した段階で、長野県信用保証協会と統合)
39 (特)長野県農業会議	存続(制度的な制約を解消した段階で、長野県農業開発公社と統合)
40 (社)長野県林業公社	団体の廃止(県行造林への移行)
41 (社)長野県林業コンサルタント協会	団体への県関与の廃止
42 (財)長野県林業用苗木安定基金協会	存続(ただし、県関与は今後も行わない)
43 (財)長野県緑の基金	団体への県関与の廃止
44 (財)長野県林業労働財団	存続
45 (特)長野県道路公社	団体の廃止(財務条件等を満たした時点において)
46 (財)長野県公園公社	団体の廃止(事業の県直営化)
47 (財)長野県建設技術センター	団体への県関与の廃止
48 (財)長野県下水道公社	団体への県関与の廃止
49 (特)長野県住宅供給公社	団体の廃止(制度的な制約を解消した段階で)
50 (財)長野県学生寮	団体の廃止(事業そのものの廃止)
51 (財)長野県建築住宅センター	団体への県関与の廃止(純粋民間団体化)
52 長野県観光事業(株)	団体の廃止
53 (社)長野県高圧ガス保安公社	団体への県関与の廃止
54 (社)長野県地域開発公団	団体の廃止(財務条件等を満たした時点において)
55 浅間高原観光開発(株)	団体への県関与の廃止
56 (財)長野県体育協会	存続(ただし、県関与は抜本的に見直す)
57 (財)長野県暴力追放県民センター	団体の廃止(事業の県直営化)

(注)本報告書において民間とは、県関与のない団体を広く指し示すことばとして使用します。従って必ずしも営利法人のみを想定しているわけではなく、NPO等の非営利組織を含んでいます。

「県出資等外郭団体のあり方に関する報告書 平成 15 年(2003 年)12 月 26 日」より

3-2 中小事業者に対する特例措置(免税、簡易課税)の改正に関して検

討すべきこと

3-2-1 事業者免税点制度の概要とその改正点

課税対象となる取引を国内で行った事業者は、消費税の納税義務者となるが、小規模事業者の納税義務負担に配慮する等の観点から、一定の事業規模以下の小規模事業者については、消費税法上、納税義務が免除される。すなわち、課税期間の基準期間¹⁴⁷における課税売上高¹⁴⁸が3,000万円以下である事業者が、この納税義務の免除の対象となる¹⁴⁹。もともと、平成15年度の税制改正において、この3,000万円の免税点は平成15年度¹⁵⁰課税期間までとなり、平成16年度¹⁵¹以降の課税期間においては免税点が1,000万円に下がることとなった¹⁵²。納税義務が免除されるかどうかの判断は課税期間における課税売上高ではなく、基準期間である前々事業年度の課税売上高に基づいてなされる¹⁵³。平成16年度以降の課税期間から適用されるということは、その基準期間である平成14年度¹⁵⁴の課税売上高が1,000万円を超える事業者は納税の義務が生じることになる。

そこで、今後の消費税申告事務の適正かつ合理的な執行に資することを目的として、平成14年度において当該年度の課税売上高が1,000万円を超えるか否かを調査し、この事業者免税点制度の改正に伴い、従来免税事業者であった事業者が、平成16年度において納税事業者になるか否かの検討を行った。

3-2-1-1 平成14年度において免税事業者である事業者¹⁵⁵

平成14年度において免税事業者である事業者は次のとおりである。

(表6) 平成14年度において免税事業者である事業者

1	長野県公債費特別会計
2	長野県市町村振興資金貸付金特別会計

¹⁴⁷ 法人についてはその事業年度の前々事業年度。

¹⁴⁸ 税抜課税売上高。課税標準ともいう。

¹⁴⁹ 消費税法旧第9条第1項。

¹⁵⁰ 平成15年4月1日から平成16年3月31日の間に始まる事業年度。

¹⁵¹ 平成16年4月1日から平成17年3月31日の間に始まる事業年度。

¹⁵² 消費税法新第9条第1項。

¹⁵³ 消費税法第2条第1項第14号。

¹⁵⁴ 平成14年4月1日から平成15年3月31日の間に始まる事業年度。

¹⁵⁵ 課税事業者をあえて選択している事業者を除く。

3	長野県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計
4	長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計
5	長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計
6	長野県農業改良資金特別会計
7	長野県漁業改善資金特別会計
8	長野県県営林経営費特別会計
9	長野県林業改善資金特別会計
10	財団法人長野県国際交流推進協会
11	社団法人長野県私立幼稚園協会
12	財団法人長野県隣保会館
13	財団法人長野県林業用苗木安定基金協会
14	財団法人長野県学生寮
15	財団法人長野県暴力追放県民センター
16	社団法人長野県私立短期大学協会
17	社団法人長野県私学振興協会
18	財団法人長野県建設技能振興基金
19	財団法人長野県生活衛生営業指導センター
20	社団法人長野県畜産物価安定基金協会
21	長野県漁業信用基金協会
22	財団法人長野県緑の基金

3-2-1-2 本報告書・第三編 3-2-1-1 のうち平成 16 年度課税期間において課税事業者になる事業者

上記の(表 6)のうち平成 16 年度課税期間において課税事業者になる事業者は次の 2 事業者である。

(表 7) (表 6)のうち平成 16 年度課税期間において課税事業者になる事業者

1	長野県県営林経営費特別会計
2	財団法人長野県国際交流推進協会

この 2 事業者はいずれも本報告書・第三編 3-2-2 で説明する簡易課税制度の選択が可能である。

る。平成 16 年度の事業計画(収益構造)を考慮した上で、本則課税を選択するか簡易課税を選択するか、検討をすべきである。平成 16 年度事業計画において、設備投資等多額の課税仕入を計上することが予定されている場合には、本則課税を適用すれば、課税標準税額(課税売上税額)に対して多額の課税仕入税額となるため、消費税の還付を受けられる可能性が高い。

簡易課税制度を選択する場合には平成 15 年度事業年度の期末日までに簡易課税制度選択の届出書を税務署に提出する必要がある¹⁵⁶、かつ一度簡易課税制度を選択すると2年間は本則課税に戻することはできないので、平成 16 年度だけでなく、平成 17 年度の事業計画をも考慮した上で、速やかに選択適用しなければならない。

3-2-2 中小事業者の仕入れに係る税額控除の特例(簡易課税制度)の概要とその改正による影響

3-2-2-1 簡易課税制度の概要と改正点

簡易課税制度とは、実際の課税仕入高とは関係なく、課税売上高に税率を乗じて計算した消費税に対して、事業の種類に応じたみなし仕入率を乗じて仕入に係る消費税を計算し、これを差し引きすることによって消費税額を計算する制度である¹⁵⁷。この制度はすべての事業者が選択できるわけではなく、基準期間における課税売上高が2億円以下で、適用を受ける事業年度の前年度の決算日までに「簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署へ提出することによって適用となる。平成 15 年度の税制改正において、この適用上限である2億円は、本報告書・第三編 3-2-1 の免税点の引き下げ同様平成 15 年度課税期間までとなり、平成 16 年度以降の課税期間においては適用上限が 5,000 万円に引き下げられることとなった。つまり平成 16 年度の基準期間である平成 14 年度の課税売上高が 5,000 万円を超える事業者は、簡易課税制度を選択できなくなる。

そこで、今後の消費税申告事務の適正かつ合理的な執行に資することを目的として、平成 14 年度において簡易課税制度を選択しているすべての事業者(特別会計を含む)について、当該年度の課税売上高が 5,000 万円を超えるか否かを調査することによって、この簡易課税制度適用上限の引き下げに伴い、従来簡易課税制度選択事業者であった事業者が、平成 16 年度もその適用を受けることができるか否かについて検討した。

3-2-2-2 .平成 14 年度において簡易課税制度を選択している事業者

平成 14 年度において簡易課税制度を選択している事業者は次のとおりである。

¹⁵⁶ 消費税法第 37 条第 1 項。

¹⁵⁷ 消費税法第 37 条第 1 項。

(表 8) 平成 14 年度において簡易課税制度を選択している事業者

1	長野県印刷事業費特別会計 ¹⁵⁸
2	長野県土地開発公社
3	財団法人長野県長寿社会開発センター
4	財団法人飯伊地域地場産業振興センター
5	財団法人長野県建築住宅センター

3-2-2-3 本報告書・第三編 3-2-2-2 のうち、平成 16 年度課税期間において簡易課税制度は選択できず、本則課税のみの適用となる事業者

上記の(表 8)のうち平成 16 年度課税期間において簡易課税制度は選択できず、本則課税のみの適用となる事業者は次のとおりである。

(表 9) (表 8)のうち平成 16 年度課税期間において簡易課税制度は選択できず、本則課税のみの適用となる事業者

1	長野県土地開発公社
2	財団法人長野県長寿社会開発センター
3	財団法人飯伊地域地場産業振興センター
4	財団法人長野県建築住宅センター

本則課税の適用において、簡易課税制度と大きく異なる点は、第一に、特定収入の有無を判断しなければならない点である。特定収入割合を計算し、特定収入割合が 5 パーセント超である場合、仕入税額控除の調整を行わなければならない。第二に、収入だけでなく、支出の課否判定も行わなければならないため、款項目節の区分ごとにコンピュータで税区分の設定を行ない、若しくは手作業によって課税、非課税、不課税(課税対象外)の区別を行う必要がある。第三に、本則課税においては、課税仕入税額を課税売上税額から差し引くための要件として、原則として課税仕入等の事実を記録した帳簿と請求書等を保存しなければならない¹⁵⁹。このように本則課税は簡易課税制度と比べ複雑な手続が必要とされるので、上記事業者は本則課税適用に際して十分注意しなければならない。

¹⁵⁸ 長野県印刷事業特別会計は、平成 14 年度末で廃止されている。

¹⁵⁹ 消費税法第 30 条第 7 項。

【第四編】 政務調査費（旧・県政調査研究費交付金を含む。）の事務

第 1 章 監査結果(政務調査費の概要)

1-1 政務調査費とは何か

政務調査費とは、一般的には、地方公共団体の議員が行なう調査研究活動に必要な経費として、議会の会派や議員に対して支給される交付金のことである。政務調査費は、古くは地方公共団体が要綱を定めて交付するのが一般的であったが¹⁶⁰、平成 12 年法律第 89 号による改正法(改正地方自治法。平成 13 年 4 月 1 日施行)によって、現在は法律上の制度として存在している。条文は次のとおり、地方公共団体は条例を定めて「政務調査費」を会派又は議員に対して交付することができる、収支報告書を議長に提出しなければならないことなどを規定している。

「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」(地方自治法第 100 条第 13 項)

「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」(同条第 14 項)。

1-2 長野県政務調査費の交付に関する条例

上記の法改正を受けて、県では、従来から同様の趣旨で交付していた「県政調査研究費交付金」に替えて、平成 13 年 2 月、「政務調査費の交付に関する条例」(以下、「政務調査費条例」という。)を制定し、これに基づいて政務調査費が交付されることとなった。政務調査費条例では、会派(所属議員が 1 人の場合を含む。)に対し、月額 31 万円に会派の所属議員の数を乗じた額を、毎月 10 日に当該月分を支給することを定めている。

金額については、平成 15 年 5 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間は、景気の低迷や厳しい県の財政状況等を勘案して、月額 29 万円に減額している。

1-3 長野県政務調査費条例の趣旨

¹⁶⁰ 地方自治法 232 条の 2 を根拠とする公益上必要ある場合の補助として、いわゆる政務調査費(名称は必ずしも定まったものとはいえない)を交付することが多かった。

政務調査費制度の趣旨について、県では次のように説明している¹⁶¹。全国の地方公共団体における理解と特段異なるところはなく、地方自治法に基づく一般的な理解の下で、長野県においても政務調査費の制度を施行しているといえる。

地方公共団体の施策は、住民ニーズの多様化と相まって、複雑・多岐にわたっており、県議会議員は、県民の負託に応えるため、地方行政等に関する諸制度、県政及び国政の動向等に対する広範かつ専門的な知識を必要とし、これらに対する不断の調査研究活動が要請されています。

このため、議会においては、思想信条あるいは政治的立場を同じくする議会内の「会派」を中心に政策研究等の活動が行われており、議会の「委員会」活動とは別に、「会派」が独自に、県政に関する懸案事項等について現地調査を行うなど、活発な調査研究活動が展開されております。

会派ごとに活動することは、議員一人ひとりが活動するよりも効率的であり、かつ、会派間のほどよい緊張関係により議会活動が活発化するメリットがあり、政務調査費は、こういった、「会派」が行う県政に関する調査研究活動に必要な経費の一部を賄うために、交付されるものであります。

また、県では、過去の経緯と、平成12年改正地方自治法への対応について、次のように説明している。改正地方自治法の趣旨に則った対応であり、この点についても、全国の地方公共団体の対応と特段異なるところはなく、一般的な措置を講じたといえる。

本県議会においても、上記のような会派を中心とした政策研究等の活動が行われており、そのことが県政発展に資することから、各会派の県政に関する調査研究の推進を図るため、予算の範囲内で、各会派に対して、昭和50年から『県政調査研究費交付金』を交付してきました。

近年、地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大するなかで、地方議会が住民の負託に応え、より積極的・効果的な議会活動を行うことが求められてきていることなどを背景に、平成12年5月31日に地方自治法の一部改正（地方自治法第100条第12項、第13項の新設）がなされ、条例により、地方議会の議員の調査研究に必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対して、『政務調査費』を交付することができるこ

¹⁶¹ 県議会のホームページを参照（ <http://www.pref.nagano.jp/gikai/gisoumu/syusi.htm> ）。

ととなりました。

この法改正を受け、本県では、従来から同様の趣旨で交付していた『県政調査研究費交付金』に替えて、平成13年2月県議会において「政務調査費の交付に関する条例」が制定され、『政務調査費』が交付されることとなったものであります。

1-4 政務調査費条例等に基づく政務調査費に関する手続等

県の政務調査費に関する手続、使途基準等は、政務調査費条例及び政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年3月29日長野県議会告示第1号)(以下、「政務調査費条例施行規程」という。)により規定されている。

他の多くの地方公共団体と異なり、長野県に特徴的なこととして、平成15年5月1日からは、政務調査費のより一層の透明性を確保し、議会の情報公開を推進するため、議長に提出する収支報告書に、すべての領収書を含む証拠書類の写しを添付することが新たに規定され、実施されている(平成15年3月24日長野県条例第42号)。

この点において、長野県の政務調査費条例は、他の地方公共団体に先駆けた先駆的な条例であるといえる。

以下、条例等に基づいて、政務調査費の手続等を概説する。なお、下線部分が前記改正条例により追加されたものである。

① 政務調査費の交付対象

政務調査費は、会派(所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。)に対して交付する(条例第2条)。

② 政務調査費の額等

政務調査費の額は、月額31万円に会派の所属議員の数を乗じて得た金額とする(条例第3条第1項)。

ただし、条例附則第2項(政務調査費の額の特例)において、「平成15年5月1日から平成18年3月31日までの間に交付する政務調査費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、月額29万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。」とされている。

なお、「前項の所属議員の数は、月の初日における所属議員の数による」(条例第3条第2項)。

③ 会派の届出

会派は、政務調査費の交付を受けようとするときは、政務調査費経理責任者を定めるとともに、長野県議会の議長（以下「議長」という。）が定める会派結成届を議長に提出しなければならない（条例第 4 条第 1 項）。

会派は、前項の会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が定める会派異動届を議長に提出しなければならない（同条第 2 項）。

会派が解散したときは、その代表者であった者は、議長が定める会派解散届を議長に提出しなければならない（同条第 3 項）。

④ 会派の通知

議長は、前条の規定により、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、速やかに知事に通知しなければならない（条例第 5 条）。

⑤ 政務調査費の交付

知事は、毎月 10 日¹⁶²に、当該月分の政務調査費を交付するものとする（条例第 6 条）。

⑥ 政務調査費の使途

会派は、政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならない（条例第 7 条）。

条例第 7 条の使途基準は、別表のとおりとされている（規程第 3 条）。

（表）（別表）（第 3 条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における各種会議に要する経費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に

¹⁶² その日が長野県の休日をも定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる日に当たるときは、その日の直前の同項第 1 号又は第 2 号に掲げる日以外の日。

	要する経費
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

⑦ 収支報告書等

会派は、議長が定める収支報告書(その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書をいう。以下同じ。)に地方自治法第 100 条第 13 項に規定する調査研究に関する収入又は支出であることを証する領収書その他の書類の写し(次項及び第 12 条において「証拠書類の写し」という。)を添えて、その年度の末日から 30 日以内に議長に提出しなければならない(条例第 8 条)(下線当監査人)。

⑧ 収支報告書の写しの送付

議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、その写しを知事に送付するものとする(条例第 9 条)。

⑨ 議長の調査

議長は、政務調査費の適正な執行を確保するため、第 8 条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする(条例第 10 条)。

⑩ 知事による返還の命令

知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による支出(第 7 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる(条例第 11 条)。

⑪ 収支報告書等の保存及び閲覧

議長は第 8 条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、提出すべき期間の末日から5年を経過する日まで保存しなければならない。(条例第 12 条第 1 項)(下線当監査人)、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することができる(同条第 2 項)(下線当監査人)。

議長は、前項の規定による請求があった場合において、証拠書類の写しに長野県情報公開条例(平成 12 年長野県条例第 37 号)第 7 条第 2 号又は第 3 号に規定する情報その他議長が定める情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除き、請求者の閲覧に供するものとする

る(同条第3項)(下線当監査人)。

会派の政務調査費経理責任者は、政務調査費による支出について、会計帳簿を調整し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日から5年を経過する日まで保存しなければならない(規程第5条)。

条例第12条第2項の規定による収支報告書(同項の証拠書類の写しを含む。以下同じ。)の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日から30日を経過した日の翌日から閲覧することができる(規程第6条)(下線当監査人)。

⑫ 制度改正の新旧比較

平成15年の政務調査費条例の改正を新旧対照表にすると、以下のとおりである(施行期日は下部に示した)。

一 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(収支報告書等)</p> <p>第8条 会派は、議長が定める収支報告書(その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書をいう。以下同じ。)に<u>地方自治法第100条第13項に規定する調査研究に関する収入又は支出であることを証する領収書その他の書類の写し(次項及び第12条において「証拠書類の写し」という。)を添えて、その年度の末日から30日以内に議長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 会派が消滅したときは、その代表者であった者は、<u>収支報告書に証拠書類の写しを添えて、当該会派が消滅した日の属する月の末日から30日以内に議長に提出しなければならない。</u></p> <p>(収支報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第12条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書及び<u>証拠書類の写し</u>を、提出すべき期間の末日から5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている<u>収支報告書及び証拠書類の写し</u>の閲覧を請求することができる。</p>	<p>(収支報告書)</p> <p>第8条 会派は、議長が定める収支報告書(その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書をいう。以下同じ。)_____を_____、その年度の末日から30日以内に議長に提出しなければならない。</p> <p>2 会派が消滅したときは、その代表者であった者は、<u>収支報告書を当該会派_____が</u>消滅した日の属する月の末日から30日以内に議長に提出しなければならない。</p> <p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第12条 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書_____を、提出すべき期間の末日から5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書_____の閲覧を請求することができる。</p>

3 議長は、前項の規定による請求があつた場合において、証拠書類の写しに長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第7条第2号又は第3号に規定する情報その他議長が定める情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除き、請求者の閲覧に供するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(政務調査費の額の特例)

2 平成15年5月1日から平成18年3月31日までの間に交付する政務調査費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、月額29万円に会派の所属議員の数を乗じ

て得た額とする。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

二 施行期日

(1) この条例は、平成15年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(2) この条例による改正後の政務調査費の交付に関する条例第8条及び第12条の規定は、施行日以後に交付する政務調査費に係る収支報告書について適用し、施行日前に交付する政務調査費に係る収支報告書については、なお従前の例による。

政務調査費条例に基づく政務調査費と、条例制定前の「県政調査研究費交付金」との主な相違点を整理すると、次のとおりとなる。

(表) 政務調査費と「県政調査研究費交付金」との相違

名称	県政調査研究費交付金	政務調査費	
		平成13年度 平成14年度	平成15年度
年度	昭和50年度から 平成12年度まで	平成13年度 平成14年度	平成15年度
根拠規程等	補助金等交付規則 県政調査研究費交付金交付要綱	政務調査費の交付 に関する条例 政務調査費の交付 に関する条例施行規 程	同左
交付額	党派の所属議員数	月額31万円に会派	平成15年5月1日

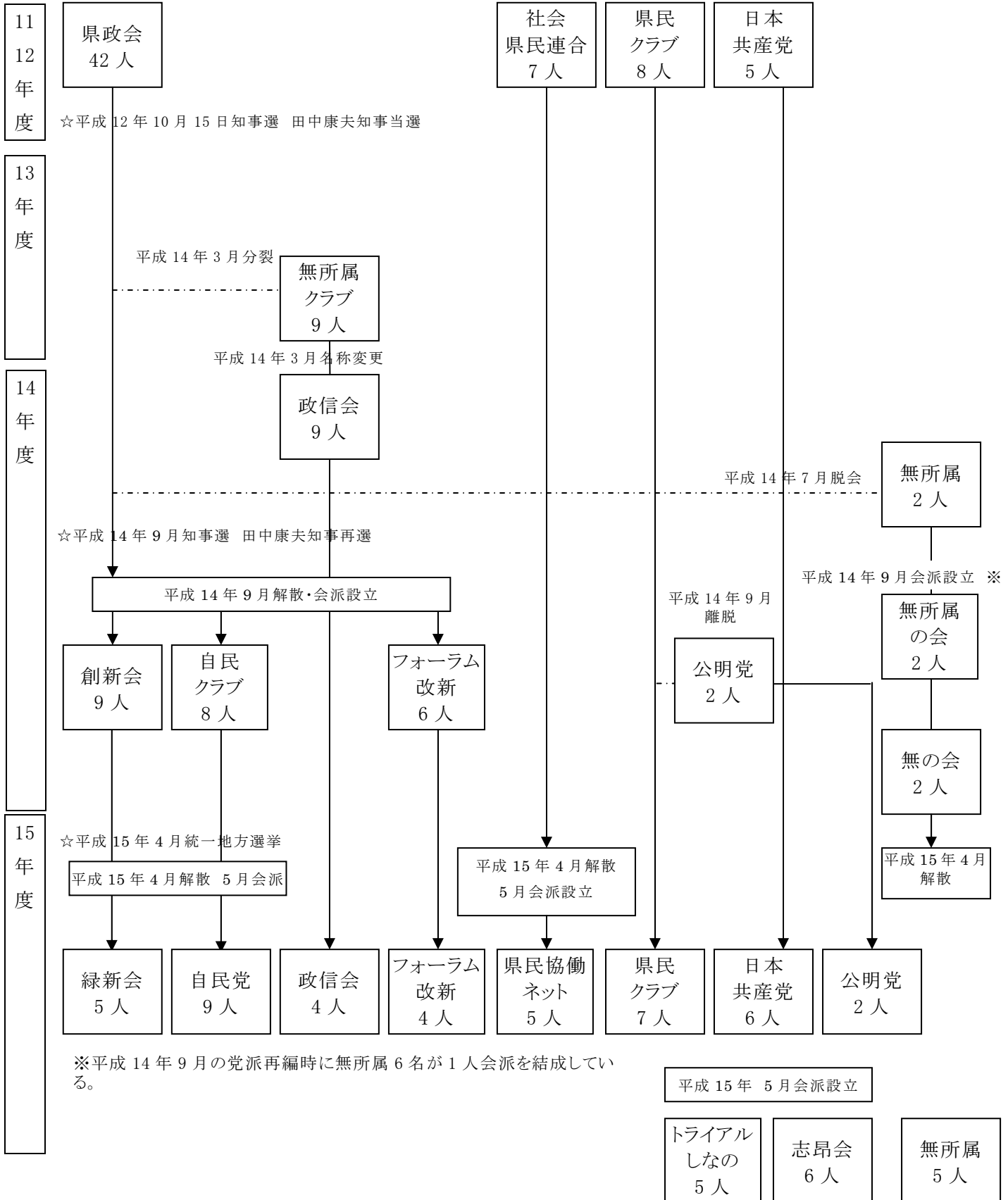
	に応じ知事が算定した額	の所属議員の数を乗じて得た額	から平成 18 年 3 月 31 日までの間は、月額 29 万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額
交付方法	年 2 回の概算払	毎月 10 日	毎月 10 日
使途基準	人件費、調査研究費、研修費、資料整備費、会議費、事務費	調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務費、人件費	同左
実績報告の方法	県政調査研究事業実施報告書 県政調査研究費収支決算書	収支報告書	収支報告書 領収書その他の証拠書類の写し
関係書類の整理保管等	党派の経理責任者は、交付金の経理の状況を明らかにする書類を整備しておくものとする。	会派の政務調査費経理責任者は会計帳簿を調整し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、5 年間保存しなければならない。	同左
関係書類の閲覧	—	収支報告書の閲覧を請求することができる。	収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することができる。

1-5 政務調査費の各会派別の支出実績

1-5-1 会派等の変遷

政務調査費の交付対象となる県議会の会派の変遷は下図のとおりである。
長野県議会 会派の変遷図（平成 11 年 4 月 30 日以降） 議員定数 62 人
（辞職、党派変更は省略している。）

☆平成 11 年 5 月所属党派結成



1-5-2 政務調査費の交付実績

平成 11 年度から平成 13 年度については、毎年度、県政会県議団(以下、「県政会」という。)、県民クラブ、社会県民連合県議団(以下、「社会県民連合」という。)及び日本共産党長野県議会議員団(以下、「日本共産党」という。)の 4 会派に対し、総額で約 230 百万円前後の政務調査費¹⁶³が交付された。

(表)政務調査費の交付実績 (上段:交付額、下段:支出額) (単位:千円)

	県政会	県民クラブ	社会県民連 合	日本共産党	合計
平成 11 年度	155,940	27,363	26,939	17,701	227,943
	155,981	27,365	26,942	17,703	227,992
平成 12 年度	156,240	29,760	26,040	18,600	230,640
	156,276	29,764	26,045	18,747	230,833
平成 13 年度	153,140	29,760	26,040	18,600	227,540
	157,758	29,760	26,040	19,890	233,478

平成 14 年 9 月、それまでの 4 会派が会派解散・再編等に伴い下記の 16 会派となり、約 222 百万円が交付されている。平成 11 年度から平成 13 年度においては全ての会派の支出が交付額を上回っていたが、平成 14 年度では 4 会派において残余が発生し、これを県へ返還している。

(表)平成 14 年度政務調査費の交付実績

会派名	議員数(人)					交付額 (千円)	支出額 (千円)	残余 (千円)
	4~ 7月	8~ 9月	10 月	11 ~3 月	年間 延人 数			
1 県政会	31	29			182	56,420	56,942	0
2 創新会			9	9	54	16,740	16,850	0
3 自民クラブ			8	8	48	14,880	15,494	0
4 政信会	9	9	8	7	97	30,070	27,461	2,608
5 フォーラム改新			7	7	42	13,020	14,120	0

¹⁶³ 平成 11 年度、平成 12 年度は県政調査研究費交付金として交付。

6	社会県民連合県議団	7	7	7	7	84	26,040	25,541	498
7	県民クラブ	8	8	5	5	78	24,180	24,361	0
8	日本共産党長野県議 会議員団	5	5	6	6	66	20,460	20,538	0
9	公明党県議団			2	2	12	3,720	3,654	65
10	無の会		2	2	2	16	4,960	5,581	0
11	無所属(宮沢勇一議 員)			1	1	6	1,860	2,025	0
12	無所属(塩沢昭議員)			1	1	6	1,860	1,721	138
13	無所属(下崎保議員)			1	1	6	1,860	1,871	0
14	無所属(下村恭議員)			1	1	6	1,860	1,862	0
15	無所属(垣内基良議 員)			1	1	6	1,860	1,964	0
16	無所属(佐藤友昭議 員)			1	1	6	1,860	1,885	0
計		60	60	60	59	715	221,650	221,877	3,310

各会派の使途基準別内訳は次のとおりである。

(表)平成14年度政務調査費の使途基準別内訳

(単位:円)

会派	調査 研究費	研修費	会議費	資料作成 費	資料購入 費	広報費	事務費	人件費	合計
県政会	16,086,207	5,562,033	3,340,586	4,780,628	1,834,966	446,873	8,594,026	16,296,778	56,942,097
創新会	5,714,269	1,088,453	628,719	2,102,464	782,106	521,325	2,423,436	3,589,440	16,850,212
自民クラブ	2,482,671	291,970	696,236	2,916,654	385,099	77,095	2,655,858	5,989,045	15,494,628
政信会	11,145,755	1,660,555	1,079,816	918,992	571,888	1,602,768	4,434,032	6,048,059	27,461,865
フォーラム 改新	3,398,994	1,329,464	622,781	0	629,922	857,640	2,769,451	4,512,172	14,120,424
社会県民 連合	2,712,460	2,319,881	670,651	940,203	595,813	7,103,513	4,303,479	6,895,256	25,541,256
県民クラブ	8,754,277	2,424,670	2,374,630	982,295	537,770	2,799,668	2,612,007	3,876,502	24,361,819
日本共産 党	1,651,456	544,875	1,013,951	177,236	442,226	3,556,590	858,507	12,294,051	20,538,892
公明党県	1,060,201	268,332	90,722	258,160	74,602	498,370	800,958	603,460	3,654,805

議団										
無の会	3,302,000	260,660	140,538	130,287	115,480	482,298	258,886	891,636	5,581,785	
無所属(宮 沢 勇 一 議 員)	337,146	480,770	0	0	4,791	0	285,057	918,000	2,025,764	
無所属(塩 沢 昭 議員)	91,710	533,120	0	0	54,084	0	349,022	694,000	1,721,936	
無所属(下 崎 保 議員)	551,800		0	0	0	0	240,000	1,080,000	1,871,800	
無所属(下 村 恭 議員)	1,035,276	94,155	0	0	38,155	0	5,953	688,875	1,862,414	
無所属(垣 内 基 良 議 員)	838,723	330,000	0	0	0	0	570,900	225,000	1,964,623	
無所属(佐 藤 友 昭 議 員)	231,500	166,760	0	0	31,843	0	1,033,527	421,600	1,885,230	
合計	59,394,445	17,355,698	10,658,630	13,206,919	6,098,745	17,946,140	32,195,099	65,023,874	221,879,550	

第2章 監査結果(主に是正改善に係る事項)

2-1 県政会県議団

2-1-1 結論

平成13年度の県政会における政務調査費の支出の中には、一部、不適切な支出が行われた可能性があるため、知事は、県政会に対して、同会派における支出が政務調査費条例第7条に規定する用途基準に従っているか否かについての調査を行ない、用途基準に従っていない支出があれば、これを政務調査費の支出から除外し、その上で、平成13年度の県政会の政務調査費に残余があると認められる場合には、同条例第11条に基づいて、当該政務調査費の返還を命令すべきである。

2-2-2 理由及び監査の実施状況

当監査人は、実地の監査において、県政会の政務調査費の支出に関する領収証等の証拠書類、及び政務調査費の収支を管理する出納簿等を閲覧し、不適切な使用の可能性のある事案について、その内容を当監査人の調書に記録した。

しかし、実地監査において、証拠書類を複写することを拒否されたため、十分な監査証拠を完成させることができなかった。また、代替の方策として、当監査人が調書に記録した内容について、会派の当時の代表者に対し、当監査人が不適切の疑いをもつ支出に関する事実の認識若しくは確認、当監査人の解釈に対する意見などを求めたが、当時の代表者は、会派は既に解散し消滅した団体であり、現在は、旧県政会の諸事務を総理していない、との回答を得た。

すなわち、当監査人は、監査結果の決定については、複写を要望したものの拒否され、これにより監査証拠を完成させることができず、かつ、監査対象である会派による内容確認を行なったが、その確認を得ることもできなかったということになる。

以上から、不適切の疑いのある個別・具体の支出の内容を監査結果の中に記載し、包括外部監査人としての評価を行なうためには、必要な監査手続に一部制約があると考えられるため、そのような内容を含む監査結果を決定することは差し控えざるをえない。他方で、今回の監査結果としては、政務調査費条例に基づいて会派に対して政務調査費の返還を命令する権限を有する知事に対し、その内容を伝え、かつ、上記で述べた措置を要求することが、当監査人に与えられた権限¹⁶⁴の中で可能な最大の監査であると考えた(知事に対し返還命令権の発動の検討を要請するとい

¹⁶⁴ 当監査人が、会派に対する政務調査費の監査を実施する権限は、基本的には、県が財政

うのが監査結果である)。以上が、監査結果決定の理由及び監査の実施状況の概要である。

2-2 県民クラブ

2-2-1 結論

監査対象から除外する。

2-2-2 監査対象除外の理由及び監査の状況

県民クラブに対する監査は、半日をかけて会派における政務調査費の使用状況や制度に対する会派の問題意識などについて聴取し、有意義な実地監査を行なうことができた。しかし、個別・具体の支出についての監査結果を決定するうえでの詰めの段階において二月定例議会の時期となり、当監査人としては、追加で二時間程度の実地監査の機会を得たい旨と、議員が多忙の場合には事務局員のみでの対応でも差し支えない旨を伝えたが、会派としては、議員が説明責任を果たしたいので事務局員による説明は御遠慮させて頂きたいという回答があり、議会開催期間中の対応は不可とされた(もっとも、3月29日以降の対応は可とされたが、監査結果の提出期限まで残り三日しかなく、監査日程としては現実的に採用し得ないものであると考えた)。

以上から、監査日程を確保することが困難であるので、県民クラブについては、今年度の監査対象からは除外することとした(なお、監査対象除外は、以上の理由によるものであり、会派の非協力があつたものではないことを付言しておく)。

的援助を与えている相手方に対する監査権限に関する規定に基づいている(地方自治法第252条の37第4項、及び長野県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年条例第28号)第2条第1号)。県の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査の適正かつ円滑な遂行に協力する努力義務があるが(地方自治法第252条の33第1項)、議会の「会派」は、確かに議会の構成員である議員によって構成される団体であるとはいえ、形式的には、県のいかなる機関でもない外部者であるため、こうした法定の協力努力義務はない。また、県政会は、すでに解散した会派である。以上から、県の外部者に対する強制的調査権限を有しない包括外部監査人としては、上記で述べた監査結果が、当監査人において法的に可能な最大の成果であると考えている。

2-3 日本共産党長野県議会議員団

平成 13 年度の政務調査費について、証拠書類等を通査した結果、手続上の不適切若しくは改善・工夫を要するものとして、次の 4 点を指摘する。その他については、特段の問題は発見されなかった。

2-3-1 高速道路料金を実費で精算すべきこと

長野県本庁から遠距離の地域を地元とする議員 A は、県庁の往来に際して高速道路を使用しており、その料金の支払に充てるため、「ハイウェイカード」を購入し、平成 13 年度に 20 万円を政務調査費から支出している。

しかし、高速道路の使用に際しては、使用の都度、使用明細を入手することが容易であることから、政務調査費でこれを支出する場合には、実費額にて精算すべきである。

次に、過大支出の可能性について、議員 A の旅費の発生状況を推算したところ、政務調査費から支出すべき高速料金は、ハイウェイカード購入額の 20 万円を明らかに超過することが判明したため、結果において、政務調査費の過大支出はないと認められ、当該支出そのものには問題はないと考える。

他方、政務調査費の精算に際しては、現金の支出(本件でいえばハイウェイカードの購入)のみにとらわれず、むしろ、財・サービスの消費実績(高速道路の使用、若しくはそれともなうハイウェイカードの使用)に基づくべきであり、概算や推算によらず、合理的に可能な場合は、実費での精算を心掛けるべきである。

現在、会派内における高速料金の精算は、実費で精算することになっている。

なお、ハイウェイカードを購入する方法の場合、割引制度(例えば、5 万円のハイウェイカードは、5 万 8 千円分の使用が可能である)の利用によるメリットがあった(ただし、高額ハイウェイカードは、平成 16 年 3 月 1 日より、発行者によって利用停止とされている)。

2-3-2 現地事務局員の人件費支出に係る書類の整備について

日本共産党では、県内の一定地域に「現地事務局員」を配置して庶務的事務等を担当させ、この人件費に政務調査費が充てられている(一人当たり月額 60,000 円の定額支給。約 3 人。議員の親族は含まれていない)。

そこで当監査人は、この支出が定額支給であることから、人件費の過払いがないか調査した。その結果、全員について、毎週、勤務状況の報告書(「〇〇県議事務所の活動報告書」などの文書件名が付されている)がファクスによって県庁の日本共産党議員控室に送付されており、報告書を

通査した結果、その記載内容からは、月額 60,000 円以上の勤務実績が継続的になされていることが明白であったので、労務の対価として過大な支出はないものと合理的に推認できた(会派の説明によれば、実際の労務の量に対して、月額 6 万円は著しく少額であり、無理をお願いしている状況であるという)。

他方で、この報告書の現状の記載内容は純粋な業務報告であるが、報告者の記名がない事例が一般的となっている。政務調査費による人件費の支出の根拠となるものであるから、当該現地事務局員の記名による業務報告若しくは対価の請求の形式を具備する必要がある。

2-3-3 領収証の添付を徹底すべきこと(是正済み)

下記の研修会への参加経費として下記の事例①90,000 円及び事例②7,000 円の二件が政務調査費から支出されているが、証拠書類綴りには、研修会の開催案内などが添付されているものの、研修会主催者が通常発行する領収証の添付が全部ない、若しくは一部不足している。主催者が公的団体である場合においても、合理的に可能な限り領収証を取得すべきであり、不可能な場合には、研修会等に参加した議員の自著による精算書を添付して政務調査費の証拠書類とすべきである。

なお、実地監査の後、日本共産党では、下記の取得のなかった領収証については、二件とも相手方よりとりよせ、領収証は完備したという報告を受けている。

(事例①)

日 時 : 平成 14 年 2 月 3 日(日)13 時から 18 時まで
平成 14 年 2 月 4 日(月)9 時から夕刻まで
場 所 : 平成 14 年 2 月 3 日(日)は下諏訪町内のホテル
平成 14 年 2 月 4 日(月)は下諏訪町内の公共施設
費 用 : 宿泊代 1人 8,000 円
分担金 1人 10,000 円
参加人数 : 5人
費用合計 : 90,000 円
領収証の添付がないもの : 全部

(事例②)

日 時 : 平成 13 年 8 月 25 日(土)から
平成 13 年 8 月 26 日(日)まで
場 所 : 長野市内の公共施設
費 用 : 1人 3,500 円

参加人数 : 6 人

費用合計 : 21,000 円

領収証の添付がないもの : 2人、合計 7,000 円

2-3-4 現金出納簿の調製に工夫を要するもの(是正済み)

日本共産党では、政務調査費の収支報告書と、諸々の証拠書類との関係を明確にする(数字をつなぐ)ための帳簿として、現金出納簿が調製されている。その記載内容は、個々の支出について、政務調査費の支出が認められる科目番号が付されるなど、当時の担当者の創意工夫のあとが見られ、適正な内容の記帳がなされており、以上の限りにおいては、当時の政務調査費の帳簿組織としては諸会派の中でも優れたものといえる。

しかし、帳簿そのものが鉛筆で記帳されており、表紙がなく、帳簿の件名も付されていない。そこで、当該帳簿の重要性に鑑み、帳簿には表紙を付け、「政務調査費現金出納簿」などの文書件名を定め、文書の保管及び使用がより確実かつ効率的なものとなるよう工夫を要する。

なお、実地監査の後、日本共産党では、即時に是正したとの報告を受けている。

2-4 社会県民連合県議団

平成 13 年度の政務調査費について、証拠書類等を通査した結果、手続上の不適切若しくは改善・工夫を要するものとして、次の 2 点を指摘する。その他については、特段の問題は発見されなかった。

2-4-1 未使用残高の返還を要するもの

社会県民連合県議団(以下、「社県連」という)は、平成 13 年 1 月に、「政策提案型議会を目指して」、「社会県民連合県議団政策構想」を起草し、7 つの「政策委員会」を設置し、「各政策委員会の必要経費については、当面の運営費として 50 万円を計上する」(内訳は、7政策委員会×50,000 円=350,000 円、その他事務雑費 150,000 円、合計 500,000 円)とした¹⁶⁵。

社県連では、この 50 万円について、平成 12 年度中に政務調査費(平成 12 年度当時は、「県政策調査研究費交付金」)から支出し、さらに平成 13 年度には 100,000 円を政務調査費から支出し、政務調査費の帳簿処理上、支出済みの処理をしている。しかし、実際には、会派の外部に支出されたのは、以下で述べるとおり、平成 13 年度以降であり、平成 12 年度以降の各年度末におい

¹⁶⁵ 社会県民連合県議団『21:社会県民連合県議団政策構想』(平成 13 年 1 月)5 頁。